

## 平成28年度 第3回対馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年 8月26日(金) 午前10時30分から午前11時30分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 会議室

3. 出席委員 (21人)

3番 桐谷善明	4番 小島喜介	6番 庄司幹雄
9番 岡村高史	10番 松村英二	11番 吉野敏
12番 阿比留なみ恵	13番 佐伯武久	14番 佐伯理
15番 永留縫子	16番 兵頭榮	17番 御手洗輝美
18番 糸瀬安則	19番 小宮貞司	20番 小宮正至
21番 神宮教子	22番 須川久己	23番 縫田和己
25番 高松武人	26番 春田新一	27番 中村國安

4. 欠席委員 (6人)

1番 太田吉雄	2番 鬼橋孝幸	5番 畑島孝吉
7番 長瀬円	8番 初村重政	24番 上野秀一

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第9号 非農地証明書交付願について
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局参事兼課長補佐	庄司 克 啓
上対馬振興部地域振興課副参事兼係長	糸 瀬 博 隆

## 7. 会議の概要

議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成28年度第3回対馬市農業委員会総会を開会いたします。  
現在の委員定数は27名、本日の出席者は21名で、総会は成立いたしますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

それでは、23番の縫田和己委員、25番の高松武人委員にお願いいたします。  
議事日程第2、会期についておはかりします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしと認め、本日、1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

議案書の1ページをお開き願います。議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は巖原町〇〇の〇〇さんから〇〇さんに、同地区の畑1筆を贈与するものであります、経営面積は4,570平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

（3番委員挙手）

3番 桐谷善明委員

〇〇地区委員の担当地域であります、私が代行しまして現地に行きましたので、ご説明いたします。

場所は、〇〇の小学校運動場の横でありました、親子での贈与であり特段、問題も無いと思われまますので、ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等がございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、議案第7号につきまして、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成多数でございませす、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長

次に、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。今回は1件の申請でございませす。

事務局の説明を求めませす。

(事務局長挙手)

事務局長

議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございませす。議案書は2ページでございませす。

番号1は美津島町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに美津島町〇〇の畑2筆を売買して一般住宅用地に転用するものであります、位置図、配置図等は3から11ページをご参照ください。

なお、本案件は、平成24年度に違反転用事案と発覚し、県に報告していた案件になります。

その後、県と協議を続けておりましたが、県の農地転用事務指針見直しに伴い、他県の動向も踏まえ、違反転用事案につきまして一定の方向性が示されました。

平成21年の農地法改正以来、長崎県は違反転用について、追認許可による転用は認めない方針で厳しく対応していましたが、転用地の条件、経済状況等、やむ得ない場合、追認許可も可能となり、本事案も申請者、県、農業委員会で再度調査の結果、県において追認許可相当として判断されたものです。

申請については、通常の転用許可申請と同様になりますので、今回、ご審議いただくものでございませす。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いませす。

(10番委員挙手)

10番 松村英二委員

ただいま、説明にありましたように、この案件は却下された案件であります、それが今、課長の説明がありましたように、追認ということで伺っております。

本案件は、住宅を建築する際に農地であることを知らずに売買及び住宅の建築が行われたものです。

立地条件としましては市役所支所美津島行政サービスセンターから300m以内、また、住宅の連たんする地域に位置するため、原則許可とされている第3種農地に該当し、通常の申請をされていれば、許可相当と判断されていたものと思われる。

私と石丸君、庄司課長補佐と3人で現地を確認したところ住宅密集地であり、隣接する農地は1筆で申請地の地盤はコンクリート張り、ブロック塀で囲むなど整備されているため農業に対する被害もありません。

以上のことから、追認許可相当と思いますのでよろしくお願い申し上げます。

## 議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。(異議無しの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います、議案第8号につきまして、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、本議案について、許可相当とし、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第9号「非農地証明書交付願について」を議題とします。2件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の12ページをお開き願います、議案第9号「非農地証明書交付願について」でございます。

番号2の申出人は美津島町〇〇の〇〇さんで、同地区の畑4筆でございます、位置図、写真等を17から23ページにかけて、添付しておりますので、ご参照ください。

番号3の申出人は千葉県松戸市〇〇の〇〇さんで、上対馬町〇〇の畑3筆でございます、位置図、写真等を24から31ページにかけて、添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

事務局の説明が終わりました、番号2から地元委員の補足説明をお願いします。

(10番委員挙手)

### 10番 松村英二委員

19日に中対馬の担当と私と3名で現地確認にいきまして、この土地は昭和56年先代である申請者の父親が体調を崩し、農作業が出来なくなった、また、交通アクセスも海路のみで、それ以降30年以上放置され現在に至ったということ

です。

これは豊玉との境にありまして、竹林、雑木林が現況でありまして農地に適さないと感じましたので審議の程、お願いします。

(26番委員挙手)

## 26番 春田新一委員

議案第9号の番号3について説明いたします、現地確認を8月8日の午後から事務局の庄司課長補佐と上対馬振興部の糸瀬係長の3人で、現地の調査と、また、確認をいたしました。

申請地は申請人の祖父である〇〇氏が所有していましたが、〇〇氏が昭和16年に亡くなってから耕作がされておらず、現在にいたっているところでございます。現況写真をご参照いただければわかりますように27と30、31につけています、現地は雑木や竹が生い茂っており、農地の用は呈しておらず、申請人は滋賀県に住んでおられまして、対馬には身内も無いということで、今後農地として利用されることは有りませんと、いうことでございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

## 議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

## 18番 糸瀬安則委員

地元委員さんに、お尋ねをいたします、21ページに写真が添付されていますが、赤いマークされている中に檜が植えてありますが、当時農地に檜を植えた様に思いますが、詳しい経緯はわかりますか。

(10番委員挙手)

## 10番 松村英二委員

これはですね、境界が入り込んだところがありまして、わずかなところ、面積の少ないところに檜が植えてあります。けっこう大きな面積でしたけれども、角の小さな一角に檜が植えてありましたが、経過についてはわかりません、全体的には荒れ地の状態でした。

## 議 長

よろしいでしょうか。

ほかに、質疑はないでしょうか。

(無しの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。

議案9号につきまして、原案のとおり交付することに、賛成の方の挙手をお願いします。

全員賛成でございます、本案件は、原案のとおり交付することに決定いたしま

す。

続きまして、議事日程第5、その他の事項ですが、何かありませんか。

(15番委員挙手)

#### 15番 永留縫子委員

協議会をお願いします。

#### 協議事項

(二級河川峰川の農業用水を取り込んでいる堰が壊れているため、用水の摂取が出来ずに耕作が出来なかった田が発生した。

また、今回の干ばつにより、堰上流部において、地下水の水位が低下し、水稻の栽培に支障をきたしている、堰が壊れる前までは、地下水の異常低下は無かったので、堰の復旧をお願いしたい。)

(各機関に連絡し復旧をお願いする。)

#### 議 長

他にありませんか。

(無しの声あり)

それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。

ありがとうございました。